

令和2年5月29日

保護者様

邑楽町子ども支援課

## 新型コロナウイルス感染症対策による保育料の減免について

日頃より、幼児教育・保育行政にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

標記につきまして、町では、保育所や認定こども園等を利用している保護者の方へ、感染予防の観点から、可能な限り家庭で保育を実施するようお願いしています。このような登園自粛の要請にご協力いただいた場合につきまして、国の方針に基づき、以下の通り、保育料を日割り計算により減免します。

対象となる方につきましては、別添の別記様式第1号（第4条関係）利用者負担額減免申請書を令和2年6月30日までに園へご提出いただけますようお願いいたします。

### 令和2年4月～6月分の保育料について

減免の対象者：令和2年4月1日から6月13日までの間において、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、登園自粛等により欠席した児童の保護者

減免方法：保育料の以下の計算式により日割り計算を行い、その額と納付済み額との差額を還付します。

保育料（月額）×登園自粛等をした日を除く開所日数÷25日（10円未満切捨て）

- ※ 月額利用者負担額金額については、事前に通知しています「邑楽町利用者負担額決定通知書」の利用者負担額や口座振替で納めていただいている利用者負担額の金額ですので、必ずご確認のうえご記入ください。金額が誤っていた場合、減免の決定ができませんのでご注意ください。
- ※ 令和2年6月15日以降についても、当減免事業を継続する場合は、随時、町のホームページ等によりお知らせいたします。
- ※ 保護者の居住地が邑楽町以外の方については、各市町村により対応が異なりますので、お住まいの市町村へご確認ください。

お問い合わせ先・・・子ども支援課 児童支援係 電話0276-47-5023